

大阪の子どもたちの万博会場への招待（個別配付）  
～今後の手続き・スケジュールについて～

※府福祉部で実施する各家庭等からの申請に基づく配付(個別配付)についてのご説明です。  
(府教育庁で実施する学校単位での子ども招待については、本説明会の説明には含みません。)

## 1. 実施内容照会の回答状況

## 2. 契約等手続きの状況

## 3. 実施要綱関係

## 4. コールセンター・FAQ関係

## 5. 広報関係

## 6. 今後のスケジュール

## 7. 質疑・その他

# (参考資料) 対象の範囲 (府事業分)

年齢	住所	
	府内	府外
4～5歳	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">個別配付</div> 4・5歳児 (約13万人)	
6～11歳	他府県内の学校への通学者* (約1万人)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">団体入場</div> 府内小学校の児童 (約43万人/うち公立約41万人)
12～14歳		府内中学校の生徒 (約22万人/うち市町村立約20万人)
15～17歳	高校等に在学しない者	府内高等学校等の生徒 (約23万人/うち市立約0.4万人)

\* 18歳以上の生徒も対象

## (参考資料) 各家庭等からの申請に基づく個別配付申請の対象者要件 (府事業分)

	年齢要件	住所要件	在学要件	留意事項
基準日	令和7年4月1日	申請日	申請日	
①4・5歳児	4～5歳	大阪府内	—	
②他府県内の学校への通学者	6～17歳*	大阪府内	他府県内の学校に在学していること	・転校
③高校等に在学していない者	15～17歳	大阪府内	高校等に在学していないこと	・入退学
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・健康保険証</li> <li>・パスポート など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>②学生証 など</li> <li>③申立書 など</li> </ul>	

\* 18歳以上の生徒も対象

(注) 保護者等 (申請者) は本人確認のみ  
(続柄の確認は行わない。)

# 1. 実施内容照会の回答状況

- 各市町村の実施内容照会の結果については、下記のとおり。
  - ・ 実施予定市町村のうち、多くの市町村が、4～17歳に対し、1日券1枚の配付を実施。
  - ・ その他、一部市町村において、保護者支援として、割引クーポン(プロモーションコード)や同伴保護者券(大人1日券)の配付を実施。

## 実施意向33団体の券種別内訳

券種	団体数	配付対象
1日券	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>4～17歳(19団体)</u></li> <li>・ 6～14歳(1団体)</li> <li>・ 4～17歳+18歳以上学生等(5団体)</li> </ul>
夏パス	1	・ 4～17歳
選択制 (1日券or夏パス)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4～17歳に1日券1枚or夏パス(1団体)</li> <li>・ 4～17歳に1日券2枚or夏パス(1団体)</li> <li>・ 4～14歳に1日券+</li> <li>15～17歳に1日券or夏パス(2団体)</li> </ul>
1日券+ 保護者割引	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4～17歳に1日券+</li> <li>その保護者に割引クーポン(1団体)</li> <li>・ 4～17歳+18歳以上学生等に1日券+</li> <li>その保護者に割引クーポン</li> <li>+保護者以外の18歳以上に割引クーポン(1団体)</li> </ul>
1日券 /同伴保護者券	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15～17歳に1日券</li> <li>・ 4,5歳と不登校児等(小中学生)</li> <li>の保護者に同伴保護者券(大人1日招待券)</li> </ul>

## 照会に対する 各市町村の回答結果 (回答:43団体)

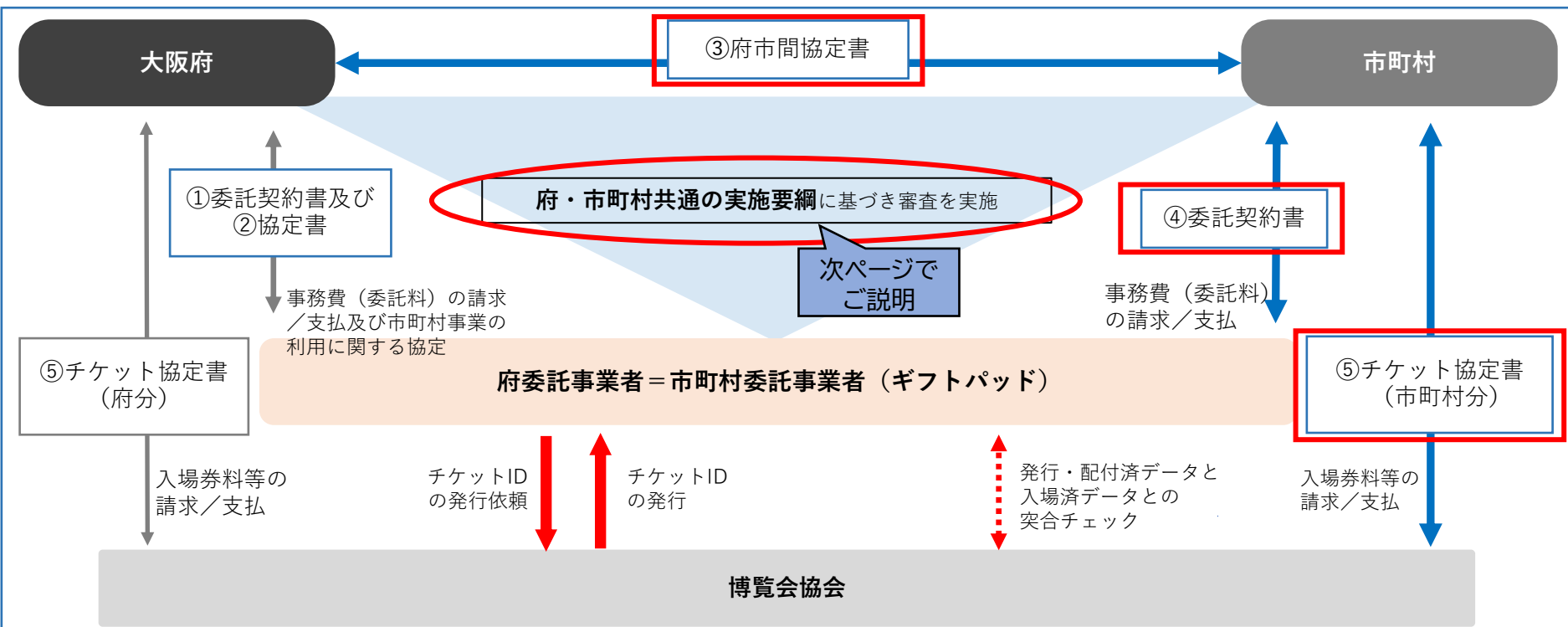
団体の意向	団体数
実施の意向 (※補正予算対応 の団体含む。)	33
実施しない 意向	8
独自事業 として実施	2

## 2. 契約等手続きの状況

○契約等締結の流れについては、以下のとおり。(依頼済み事項の状況確認)

- ・ 府との協定、博覧会協会との協定 【下図③⑤】  
府が示した「ひな形(案)」に基づき、準備が整った団体から順次締結  
4月下旬 各市町村の法規担当への確認 (修正等が必要な場合は個別調整)  
~5月末 契約決裁・提出期限 (最終6月末までに契約締結)
- ・ ギフトパッドとの契約 【下図④】  
府とギフトパッドとの仕様・契約・協定内容を超えない範囲で、単価契約を締結

→協定書ひな形の修正や、単価契約にあたっての不明点等があれば、府まで連絡をお願いします。

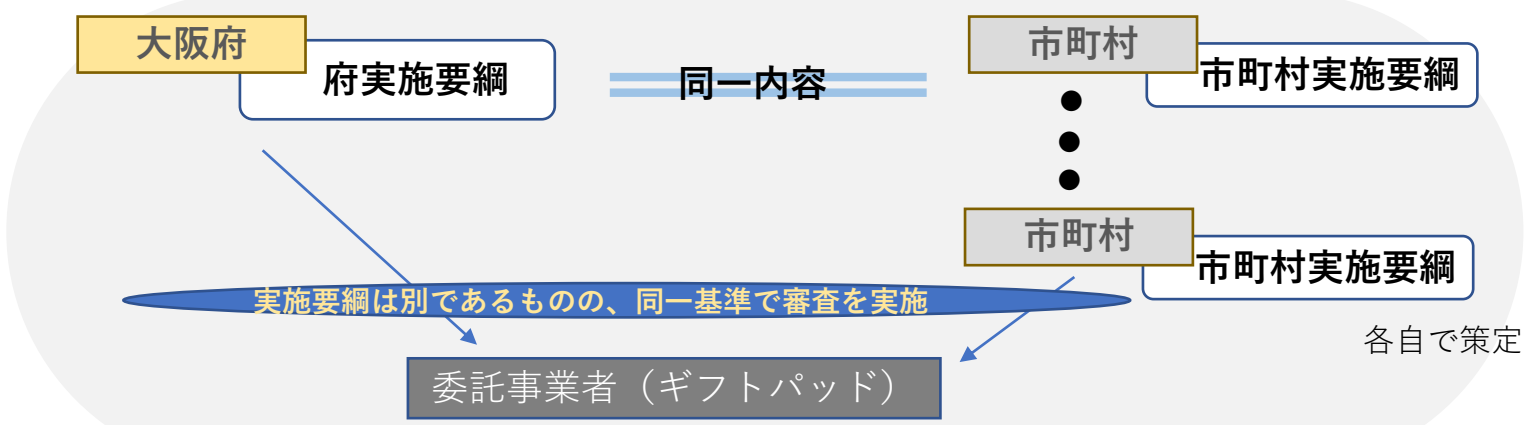


### 3. 実施要綱関係

○要綱の考え方については、以下のとおり。

- ・ 府と市町村間の協定書(※)第2条において、甲乙協議の上、策定することとしているもの。  
(※「2025年日本国際博覧会子ども招待事業に関するシステム等の利用に係る協定書」)
- ・ 申請者との間で、  
「配付対象者・配付券種・申請手続き等を規定する審査基準。」(府のホームページにて公表予定。)
- ・ 府と市町村のそれぞれの事業について、同一システムにて、同一の基準により審査を行うため、内容を同じくする要綱を策定する必要がある。

→要綱について、6月上旬をメドにひな形を提示しますので、協定・契約締結後に要綱の決裁・策定をお願いします。(コールセンターの稼働にあわせ、6月末までの決裁・策定を想定。)  
(別途、府と市町村の間や、市町村間での具体的な取扱いを定めた“要領”もお示しする予定。)



※府市町村間協定内に、  
それぞれの実施要綱に基づいて審査を実施する旨を明記

## 4. コールセンター・FAQ関係

- コールセンターの設置については、事業者と協議しながら、構築中。
- あわせて、市町村事業も想定した、Webサイト及びコールセンター用の総合FAQを作成中。

→ 今回案をご提示させていただきますので、ご確認いただき追記等あればお願いします。  
(6月4日(火)×)

### ■ コールセンターの概要

- ・ 開設期間: 令和6年7月8日から令和7年10月13日まで
- ・ 開設時間: 開設期間中の平日 午前9時から午後6時まで
- ・ 対応言語: 日本語
- ・ 電話番号: 06-7526-3090【取扱注意】  
※電話番号の公表は、6月中～下旬を想定(公表時には共有予定)

### ■ 総合FAQの確認依頼

- ・ 回答期限: 6月4日(火)
- ・ 依頼内容: 総合FAQを確認いただき、ご意見や修正・追記等を行っていただく。

→いただいた意見等も踏まえ、最終のFAQについては、稼働前の6月中下旬に共有予定。  
また、申請開始後もFAQは順次追加予定。



## 総合FAQ

←今回お示しするもの  
今後、以下のとおり振り分け予定

### 特設Webサイト用FAQ

#### ◆誰でもアクセス可能な一般の方向けのFAQ

- ・府民の方々がご自身で特設Webサイトを  
確認することで、疑問を解決できるもの。
- ・比較的、質問回数が多いと思われる項目。

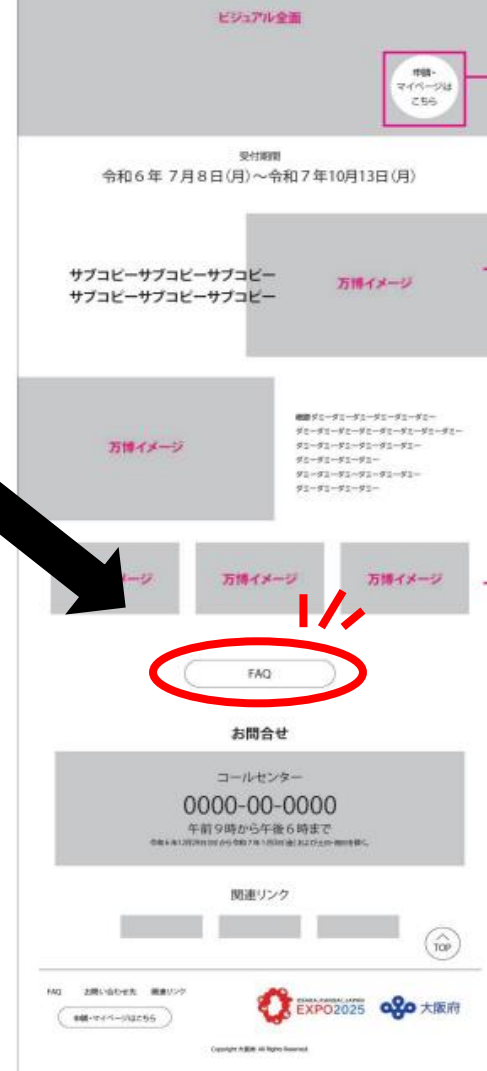
### コールセンター用FAQ

#### ◆コールセンタースタッフ向けのFAQ

- ・府民の方々からコールセンターに、  
お問い合わせがあった際、使用するもの。
- ・比較的、複雑な質問対応項目。
- ・一般の方には公開されない。

### 特設Webサイト構成(案)

※特設webサイトは  
完成イメージを別途共有予定。



# 5. 広報関係

- 7月より広報を一斉開始(7月:コールセンター・Webサイトの開設、9月:申請開始)
- これに先立ち、6月下旬に知事定例会見での発信を行う予定(調整中)。
- 7月以降は、府作成の素材も活用し、連携した広報にご協力をお願い。
- なお、広報の連携にあたってのスケジュールは下記のとおり。

## 【スケジュール】

媒体		5月			6月			7月			
事業	特設Webサイト	サイトデザイン調整						●7/1~(予定)			
	コールセンター	FAQ調整						●7/8~(予定)			
府	知事定例会見	●調整			●会見6/19or26(調整中)						
	府政だより	●調整			●原稿案			●掲載			
	ポスター	●デザイン案		●調整		●印刷		●発送		●掲載	
	府庁HP				●原稿・素材			●掲載			
	府庁SNS (X/FB)				●原稿・素材			●掲載			
	公民連携 (デジタルサイネージ等)				●調整		●原稿・素材		●掲載		
市町村	広報紙	●素材提供		●作成				●掲載		●調整(9月掲載)	
	ポスター							●着荷		●掲載	
	市町村HP				●データ提供		●作成		●掲載		
	市町村SNS (X/FB/Insta/LINE)				●データ提供		●作成		●掲載		
	デジタルサイネージ				●データ提供		●作成		●掲載		

連携広報開始

### ■府における各広報媒体の調整状況【調整中の案】

- 知事会見 6月末（8月末も調整中。今後確定次第ご連絡。）
- 府政だより 7・8月号合併、9月号
- ポスター 6月末配送（配付先想定：幼稚園、保育園、府庁舎、市町村庁舎等）
- 府庁HP 府庁トップページ大画面
- 府庁SNS もずやんX、府庁FB
- 公民連携 連携企業でのポスター掲示、デジタルサイネージの掲出
- メルマガ等 7月号～継続(予定)

### ■各市町村における広報媒体の確認・お願い

- 広報紙 素材・文面は共有済み。原稿案は確定次第、共有させていただく予定。
- ポスター ①デザイン案の共有 ②掲示協力 ③データ提供・作成協力  
①デザイン案の共有  
ポスターデザインについて今後府にて確定予定。現段階の案を共有（大幅修正は不可。）
- ②掲示協力  
1団体あたり2～3枚を配付予定。市町村庁舎、窓口等へ掲示をお願い。  
（部数に限りがあり、ご了承願いたい。）
- ③データ提供・作成協力  
原稿データの提供が可能のため、不足する分は各団体で適宜印刷等の対応をお願い。
- 市町村HP 府にて作成したデータを共有。掲載をお願い。
- 市町村SNS 府にて作成したデータを共有。掲載をお願い。
- デジタルサイネージ  
府にて作成したデータを提供。お持ちの媒体や民間企業の連携媒体に掲載をお願い。  
（指定のサイズにて提供。必要に応じてサイズ加工をお願い。）

## 5. 広報関係

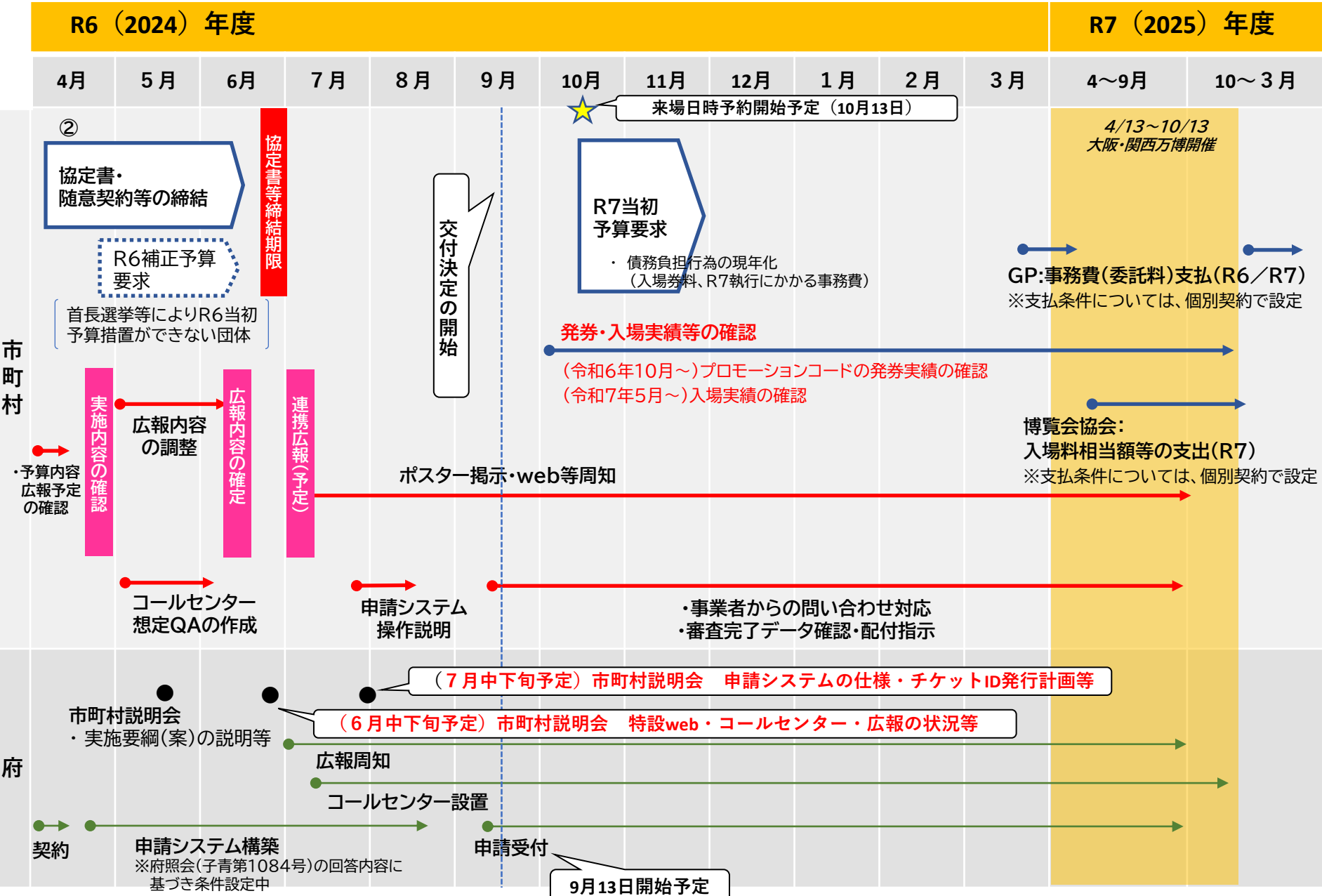
- ポスターデザインは下記のとおり。(府にて最終確定予定。)
- 事業の実施自体をシンプルに周知  
(既に入場チケットの一般販売が開始されているため、7月より早期に実施し、通年掲示できるもの)
- 市町村ごとに実施内容が異なるため、詳細はQRコードのリンク先特設サイトに掲載(随時更新)



or



# 6. 今後のスケジュール（イメージ）



※学校単位での団体入場に関するスケジュールは含めていない。